

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、社会的企業としての責任の遂行と、迅速な経営判断によるステークホルダーの視点に立ったコーポレート・ガバナンスの確立を、経営上の重要課題と認識し、その強化に努めております。

取締役会は重要な意思決定機関であるとともに、経営を監視する機関と位置付けています。また、取締役会の他に常務会を設け、事業計画の進捗状況を随時チェックし、結果を迅速に経営に反映させるとともに、組織的な情報の共有、コンプライアンスの徹底を図っております。

併せて、当社では情報開示の充実に取り組んでおり、担当部門への人員配置及びIT化を拡充し、経営情報を積極的に開示することにより、経営の透明性を高めることに努めております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
菊水化学工業取引先持株会	665,800	5.22
株式会社 ティー・サポート	589,000	4.62
株式会社 三菱東京UFJ銀行	521,100	4.08
株式会社 名古屋銀行	520,800	4.08
菊水化学工業社員持株会	415,040	3.25
株式会社 愛知銀行	332,000	2.60
遠山 昌夫	258,000	2.02
株式会社 大垣共立銀行	174,000	1.36
長瀬産業 株式会社	162,400	1.27
豊通ケミプラス 株式会社	162,000	1.27

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部、名古屋 第二部
-------------	----------------

決算期	3月
-----	----

業種	その他製品
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

---

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

---

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
山本健司	弁護士													
遠山真樹	その他													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本健司	○	山本健司氏は、現在において株式会社ドミーの監査役を兼務しております。	山本健司氏を社外取締役として選任したのは、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識によって、当社の経営基盤の強化及び、より一層の内部統制の充実に寄与することを期待したためであります。
遠山真樹		遠山真樹氏は、現在において株式会社ティー・サポートの代表取締役を兼務しております。	遠山真樹氏を社外取締役として選任したのは、経営者としての豊富な経験と幅広い見識によって、当社の経営基盤の強化及び、より一層の内部統制の充実に寄与することを期待したためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

(監査役と会計監査人の連携状況)

監査役は、監査の相乗効果をあげるために、会計監査人との会合を持つとともに、適時協議を行い、会計監査人の監査の方法及び結果の報告を受けるとともに、両者間での情報交換、意見交換を十分に行っております。

(監査役と内部監査部門の連携状況)

監査役は、定期的あるいは必要に応じて随時に、内部監査部門から監査計画並びに監査の方法及び結果の報告を受け、これらについて協議又は意見交換を行うなど、効率的な監査の実施に努めております。また、内部統制システムの整備状況について定期的かつ随時報告を受け、必要に応じて説明を求めるなど、緊密な連携を保っております。内部監査を実施する際に会議を行うとともに、必要と認められた場合は、同席して監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)															
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m			
木村 和彦	他の会社の出身者													△			
笠原 洋司	他の会社の出身者													△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木村 和彦	○	木村和彦氏は、現在において、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社顧問、日本住宅無尽株式会社の非常勤監査役、エムエステー保険サービス株式会社の非常勤監査役、及び東栄株式会社の非常勤監査役を兼務しております。  同氏は、当社の借入先である株式会社三菱東京UFJ銀行の出身者であります	<招聘理由> 金融機関における長年の経験と、他社取締役としての経営者としての高い知識を生かし、第三者的視点から、業務執行の適法性、妥当性等のチェック機能を担っていただくためです。 <独立役員指定理由> 木村和彦氏は、取引銀行 株式会社三菱東京UFJ銀行(旧東海銀行)の執行役員でありました。 平成18年に退任して9年以上が経過し、当社と前勤務先である同行との取引関係にお

		す。当社は同行と一般的な銀行取引を行っておりますが、これは通常の定例的取引であり、同氏が直接利害関係を有するものではありません。	いて、当社の有利子負債比率は低い上、当社は複数の金融機関と取引しており、同行からの借入に依存している状態ではない為、当社の取締役会の意思決定に対し、出身会社の意向により著しい影響を及ぼす可能性はないと考えております。 以上のことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断しております。
笠原 洋司	○	笠原洋司氏は、現在において株式会社名古屋リースの代表取締役社長を兼職しております。  同氏は、当社の借入先である株式会社名古屋銀行の出身者であります。当社は同行と一般的な銀行取引を行っておりますが、これは通常の定例的取引であり、同氏が直接利害関係を有するものではありません。	<招聘理由> 金融機関における長年の経験と、他社取締役としての経営者としての高い知識を生かし、第三者的視点から、業務執行の適法性、妥当性等のチェック機能を担っていただくためです。 <独立役員指定理由> 笠原洋司氏は、取引銀行 株式会社名古屋銀行の常務取締役でありました。平成23年に退任して4年以上が経過し、当社と前勤務先である同行との取引関係において、当社の有利子負債比率は低い上、当社は複数の金融機関と取引をしており、同行からの借入に依存している状態ではないため、当社の取締役会の意思決定に対し、出身会社の意向により著しい影響を及ぼす可能性はないと考えております。 以上のことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断しております。

#### 【独立役員関係】

独立役員の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	3名
--	----

#### その他独立役員に関する事項

当社では、証券取引所の独立役員の独立性に関する基準を参考に、一般株主と利害相反が生じるおそれがないことを基本的な考えとして社外取締役及び社外監査役を選任しております。  
独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

#### 該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブ付与に関する施策は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

#### 該当項目に関する補足説明

#### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

#### 該当項目に関する補足説明

1. 全取締役および全監査役の年間報酬額を合算して開示
2. 利益処分により役員賞与金を全取締役および全監査役の総額を開示

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、取締役会の開催に際して、事前に資料を配布し必要に応じて事前に議案の内容について説明を行っております。

社外監査役は、取締役の職務執行に関する適法性に対する監査機能を果たすため取締役会に出席するほか、必要に応じて監査役会において各部門や関係会社に対する監査業務の実施状況について報告を受け、それに対する意見を述べております。常勤監査役と情報を共有し、複数の監査役の目で業務執行を確実に監視しております。

社外取締役は、取締役の職務執行に関する妥当性及び適法性に対する監督を果たすため取締役会に出席するほか、担当役員から議案の説明を受け、適宜報告及び意見交換がなされます。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

### (1) 取締役会について

取締役会は、原則として毎月開催され、重要事項について、意思決定を行っております。また、社外取締役は2名であり、取締役の職務執行に関する妥当性及び適法性に対する監督を果たすため、取締役会に出席するほか、適宜報告及び意見交換がなされます。なお、取締役の任期は、経営環境の変化に対応し、最適な経営体制を機動的に構築するため、1年間としています。

### (2) 常務会について

常務会は、原則として月に1回開催され、業務執行の内容を検討し決定しております。

### (3) 監査役及び監査役会について

監査役及び監査役会は、取締役の職務執行を含む日常の経営活動の監査を行っております。

当社の監査役は3名であり、うち2名が社外監査役です。監査役は、株主総会、取締役会及び重要な会議に出席し、取締役、従業員及び会計監査人から報告を受け、会社法及び関連法令上、監査役に認められているその他の監査権限を行使し、取締役の職務執行を監視しております。

### (4) 会計監査人について

会計監査人は仰星監査法人を会計監査人として選任しており、会計および会計に係る内部統制の適正及び適法性について第三者としての視点より助言・指導を受けています。

### (5) 内部監査について

内部監査につきましては、内部監査部門として独立した組織であるコンプライアンス部(計3名)を設置しております。コンプライアンス部は、当社及びグループ各社の監査を実施し、業務の適正な執行に関わる健全性の維持に努めています。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、業務執行の適法性、妥当性等につき第三者的視点からのチェック機能を一層強化するため、社外監査役を含めた監査役による監査体制を採用しております。社外監査役は2名とも独立役員に指定しております。

また、弁護士又は経営者としての豊富な経験と幅広い見識によって、当社の経営基盤を強化し、内部統制の充実を図るため、社外取締役を2名選任しております。社外取締役1名を独立役員に指定しております。

このように、監査役による取締役の職務執行に対する適法性の監査と、社外取締役による妥当性及び適法性に関する監督により、経営監視が十分に機能する体制を採用しております。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
その他	<p>(理解促進のための工夫) 定時株主総会では、スライド映像を利用して、当社の事業の状況の理解促進に努めています。</p> <p>招集通知を送付の1営業日前に当社ホームページに掲載しております。 <a href="http://www.kikusui-chem.co.jp/ir/">http://www.kikusui-chem.co.jp/ir/</a></p>

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	<p>(情報開示の基本姿勢) 当社は株主・投資家の皆様に対し、当社の経営方針や事業戦略、業務・財務に係る情報を、分かりやすく公平かつ正確に提供することを基本方針としており、適時適切な情報開示を心がけ、積極的なIR活動を展開します。</p> <p>(情報開示基準) 当社は金融商品取引法などに基づく法定開示制度や、証券取引所の有価証券上場規程に基づく適時開示制度により、会社情報を適時適切に開示します。</p> <p>また、法定開示や適時開示の対象とならない情報であっても、投資判断に影響を与えると思われる重要な情報については、公平かつ迅速に開示します。</p>	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	投資家の皆様に対し会社の状況を説明するため、会社説明会を適宜実施する予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	投資家の皆様に対し会社の状況を説明するため、会社説明会を適宜実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	<p>適時開示資料を当社ホームページに開示しております。 URL <a href="http://www.kikusui-chem.co.jp/ir/">http://www.kikusui-chem.co.jp/ir/</a> ホームページ掲載の投資家向け情報の種類 決算公告、電子公告、プレス発表、決算短信、株価情報 今後適時開示資料のほか、会社説明会で使用した資料等をホームページに掲載する予定であります。</p>	
IRに関する部署(担当者)の設置	<p>当社は、管理本部を担当として適時開示を行っております。適時開示が必要な場合、取締役会の承認のもと速やかに適時開示を行っております。</p> <p>また、決算に関する適時開示事項については、管理本部長を開示資料作成責任者とし、各グループ会社から収集した情報をもとに作成し、取締役会の承認のもと開示しています。</p> <p>突発事象で取締役会を開催できない状態においては、社長または常務取締役の承認のもと、情報管理統括(管理本部統轄役員)が速やかに公表できる体制が整っております。</p>	
その他	当社は、コーポレート・ガバナンス体制の強化の一環として、IR活動において、積極的な情報開示とコミュニケーションの充実を進めます。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス宣言等法令遵守に関する行動基準や行動指針を整備しております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### 内部統制システム構築の基本方針について

1. 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制  
当社は、コンプライアンス宣言を策定し、コンプライアンスに関する方針を従業員に明示しております。  
また、内部監査の実施、内部通報窓口の設置・運用を通じて、内部監査体制を整えております。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
当社は、法令及び社内規程に従い、取締役の職務執行に関する情報を、適切に管理しています。  
取締役会議事録は、取締役会開催ごとに作成され、取締役会事務局により永久保存されています。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は、規程に従って、常務会にリスク情報を収集し、重要リスクを特定・評価するとともに、その重要性に応じてリスクへの対応を図っています。また、万一リスクが生じた場合に備え、規程を制定し緊急事態対応体制を強化しています。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制  
当社は、下記の経営管理システムにより、取締役の職務執行の効率性を確保しています。
  - 4-1 取締役会  
取締役会は、原則として毎月開催され、重要事項について、意思決定を行っております。
  - 4-2 常務会  
当社は、常務会を設置しています。常務会は、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役による構成員と、その他の取締役による準構成員により構成されています。常務会は、原則として月1回開催され、事業計画の進捗状況を随時チェックし、結果を迅速に経営に反映させています。
  - 4-3 職務権限規程、業務分掌規程及び稟議規程  
当社は、規程を制定し、業務執行の責任と権限を明確にし、意思決定の迅速化を図っています。さらに、事業計画を策定し、月次決算で達成状況の検証を行い、問題への対策を立案・実行しております。
5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社は、子会社への株主権の行使、役員・人員の派遣、規程の運用、定期的な内部監査の実施、及び適切な情報伝達等を行っております。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項  
当社は、監査役職務を補助する使用人を配置しておりません。  
必要があれば別途配置し、人事考課や人事異動等は通常の使用人と明確に分けて行います。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
監査役は、株主総会および取締役会に出席し、取締役および会計監査人から業務の運営や課題等について報告を受けております。これに加え、常勤監査役は、重要な会議への出席や監査の立ち会い等を行って、適宜報告を受けております。
8. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
内部監査部門は、監査役と適宜連携しています。また、各部門は監査に協力し、監査役監査が実効的に行われる体制をとっています。監査役は、会計監査人と必要に応じて協議を行い、相互連携を図っております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社は、社会的責任および企業防衛の観点から、反社会的勢力との関係を断固として持たないことを基本方針としております。「反社会的勢力排除に関する規程」を制定し、管理本部を主管部署として、外部機関と連携しながら、運用を行っております。
2. この取組方針は全ての従業員に対して徹底しており、個人的にも関係を持たないよう、また、異常、不自然な兆候等があった場合には、速やかに管理本部に連絡することとしております。
3. 一切の関係を遮断するため、反社会的勢力からの直接的アプローチはもとより、機関紙購入や一方的な送付、寄付金・賛助金の支出、クレーム及び示談金の要求、広告掲載、口止め料等の要求、株主総会関係等による間接的なアプローチに対しても、常に注意を払って行動しております。
4. 反社会的勢力との関係がない旨の確認は、取引先については、新規取引開始時に反社会的勢力排除の取り交わしをし、事前調査を行っております。従業員については、採用時に履歴書の提出を求めるとともに、担当役員もしくは取締役社長による面談を必ず実施し、採用予定者の本人確認を行っております。
5. これらにかかわらず、反社会的勢力とは知らずに、当社の意に反して何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点、あるいはその疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消するべく対応することとしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時開示に係る社内体制

(1) 適時開示体制の整備に向けた取り組み

当社では、ディスクロージャーへの積極的な取り組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置付けております。投資者が当社への投資価値を的確に判断できるようにするために必要な会社情報を適時適切に開示することを基本方針として、迅速に適時開示できる体制を整備しております。

※下記図(適時開示体制の概要)を参照ください。

また、社員に対する周知・啓蒙について、ディスクロージャーへの取組み方針や、開示情報の項目等については、インサイダー取引防止策とともに、階層別研修会など、随時教育しております。

株主が公平かつ容易に情報にアクセスできる機会の確保の状況については、当社ホームページに決算公告等の情報を随時開示してきましたが、今後WEB上でのIRなどを通じて、積極的に情報を発信し、情報開示及びIR活動にも積極的に取り組む方針であります。

(2) 適時開示手続

決定事実、決算情報、発生事実は、取締役会の議案の承認をもって開示しています。

突発事象で取締役会を開催できない状態においては、社長または常務取締役の承認のもと、情報管理統括が速やかに公表できる体制が整っております。

(当社に関わる決定事実・決算に関する情報等)

当社は、毎月上旬に拡大MDを中旬にMDを開催しております。構成員としては、役付役員、取締役及び各部門の責任者副本部長以上を含んでおります。この拡大MD・MDにおいて、それぞれの部門から寄せられる情報に基づき、経営方針を決定しております。

常務会には当社における知り得る限りの重要な情報が収集されます。拡大MDにおいて収集される情報を分析し、適時開示ガイドブックに照らし合わせ、必要に応じて顧問弁護士、監査法人等の社外アドバイザーに意見を求めて、会社情報を適時、適切に開示しております。

(当社に関わる発生事実に関する情報)

当社は、BCP基本方針を定めております。該当事実が発生した場合、この方針をもとに情報発生部署から情報管理統括まで情報が集約され、取締役会または常務会の承認のもとに速やかに公表できる体制が整っております。突発事象で取締役会を開催できない状態においては、情報管理統括が社長または常務取締役の承認のもと、速やかに公表できる体制が整っております。

BCP基本方針

- 1 従業員及びその家族の安全を守る。
- 2 顧客からの信用を守る。
- 3 従業員の雇用の維持。

※ BCP…Business continuity planning、事業継続計画

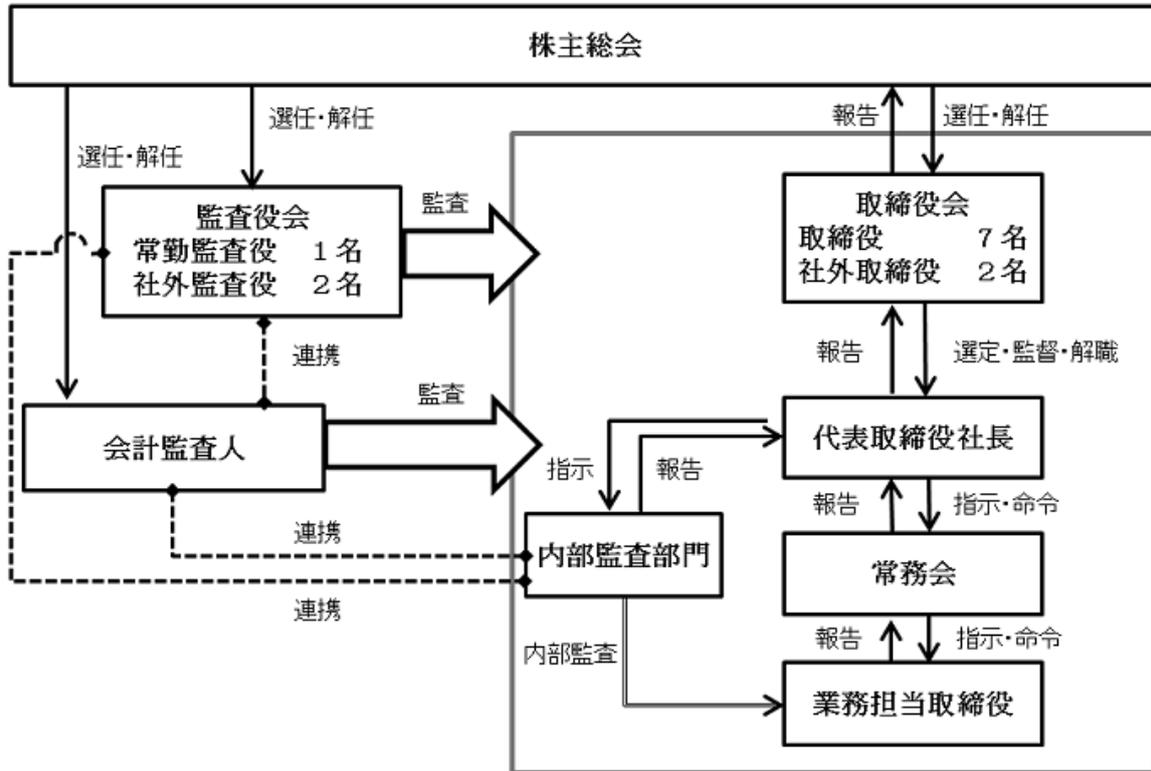
災害などリスクが発生したときに重要業務が中断しないこと。また、万一事業活動が中断した場合でも、目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴うリスクを最低限にするために、平時から事業継続について戦略的に準備しておく計画

2. コンプライアンス強化の取り組み

当社は、コンプライアンスの更なる強化を行うため、PDCA(Plan-Do-Check-Act 計画-実行-評価-改善)のサイクルを実行する事により規程や規則の見直しを随時行い、マニュアルの整備も進めております。

また、内部通報制度の整備によりコンプライアンスの検査・監査体制を充実させ、業務の効率化、透明性を確保することを実行しております。なお、外部の有識者(弁護士、公認会計士、税理士等)の意見を真摯に受け止め、法令に反することのないよう努めております。

【コーポレートガバナンス体制】



【適時開示体制の概要】

